

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	戸建・低層住宅地区（古江台1丁目（1））	
				A地区	B地区
			地区の面積	約0.5ha	約2.9ha
		建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（届出住宅（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第5項の届出住宅をいう。）、共同住宅及び住戸の数が3以上の長屋を除く。以下「住宅」という。）</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3に定めるもの</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に定める公益上必要な建築物</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの（令第130条の5に定めるものを除く。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（届出住宅（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第5項の届出住宅をいう。）、共同住宅及び住戸の数が3以上の長屋を除く。以下「住宅」という。）</p> <p>(2) 住宅で事務所その他これに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3第1号、第6号及び第7号に定めるもの</p> <p>(3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4第5号に定める公益上必要な建築物</p> <p>(4) 前各号に掲げる建築物に附属するもの（令第130条の5に定めるものを除く。）</p>	
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>(1) 建築物等の形態又は色彩その他意匠については、周辺のまちなみとの調和を図るものとする。</p> <p>(2) 屋外広告物を設置するときは、周囲の環境と調和するよう、設置場所、大きさ、色彩等に配慮しなければならない。</p>				
垣又は柵の構造の制限	<p>(1) 道路に面する垣又は柵で建築物に附属するものは、この地区が戸建・低層住宅地区であることを踏まえ、できる限り圧迫感を与えることのないものであって、かつ、開放性を確保することができるものとする。</p> <p>(2) 敷地内の空地は、樹木などにより緑化に努める。</p>				

「区域は計画図表示のとおり」